

重要事項説明書（通所介護相当サービス）

あなたに対する通所介護相当サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第105条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

2024年7月1日現在

事業者名称	株式会社 ONZiii Act
主たる事務所の所在地	安城市美園町1丁目23番地1
法人種別	株式会社
代表者名	長谷川 昌弘
設立年月日	平成22年 1月15日
電話番号	0566-93-3477
ホームページアドレス	onziii-act.com/

2. ご利用事業所

2024年7月1日現在

ご利用事業所の名称	おんじいのへや刈谷銀座店
指定番号	愛知県 2372901930号
所在地	刈谷市銀座3丁目34-1 エクセルグランデ刈谷銀座タワー1F
開設年月日	2020年4月1日
電話番号	0566-95-5388
管理者の氏名	荒木 美登里
サービス提供地域	刈谷市(井ヶ谷町、東境町、西境町、今川町、今岡町、一里山町を除く)

3. ご利用事業所の設備概要

建物の構造	鉄筋コンクリート
延べ床面積	188.68㎡
利用定員	20名
設備	1.洗面、便所 2.食堂 兼 機能訓練室 3.静養室 4.相談室 5.事務所 6.調理室 7.非常災害設備：消火器、非常灯、排煙窓

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	指定通所介護相当サービス
運営の方針	必要な日常生活上の世話および機能訓練の援助。 社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

5. ご利用事業所の職員体制

2022年10月1日 現在

従業者の職種	人員数	勤務の体制
管理者	1人	常勤1名
生活相談員	1人以上	サービス提供時間中は1人以上を配置する
看護職員	1人以上	
介護職員	5人以上	
機能訓練指導員	1人以上	

6. 営業時間

本体事業所	
営業日	月・火・水・木・金曜日 ※夏季および年末年始休暇を除く。
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
サービス提供時間	午前 9 時 30 分から午後 3 時 40 分

7. 提供するサービス内容 ※詳細は別紙パンフレットをご参照ください。

- ①食事の提供
- ②日常生活動作の機能訓練
- ③健康チェック
- ④送迎
- ⑤アクティビティ(介護予防)

8. 利用料

(1) 介護保険の適用を受けるサービス

令和 7 年 4 月 1 日現在

	利用回数	基本サービス費 (単位)
事業対象者	月4回以内	436単位/回
要支援 1 要支援 2	月5回の場合	1,798単位/月
要支援 2 のみ	月8回以内	447単位/回
	月9回・10回の場合	3,621単位/月

※ 1 単位 = 10.68 円で算出しております。

※ 上記に介護職員等処遇改善加算Ⅲ : 8.0%

※ 介護職員処遇改善加算、円換算は月の総単位数で行うため多少の誤差が出る場合がございます。

※ サービス提供体制加算が週 1 回利用は月に 72 単位、週 2 回利用は 144 単位加算されます。

※ 科学的介護推進体制加算が月に 40 単位加算されます。

※ 送迎減算 : 施設で送迎を行わない場合、片道 47 単位減算されます。

(2) 介護保険の適用を受けないサービス (全額自己負担)

介護保険の支給限度額を超えるサービスの利用料は利用者の全額自己負担となります。

(3) その他の費用 (全額自己負担)

交通費 : 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 5 キロメートル以内は一律 5 2 4 円、それ以上は片道 1 キロメートルあたり 5 2 円徴収する。

食費 : 8 8 0 円を徴収する。

飲料代 : コーヒー等一部の飲料に関しては別途徴収する。

オムツ : 紙おむつ 1 5 6 円、パット 5 2 円、リハビリパンツ 2 0 9 円を徴収する。

日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

(4) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

利用日の前営業日の午後 5 時までにご連絡いただいた場合	無料
上記以外の場合	7 0 0 円

* ご利用日の前日が、当所の休みの日の場合はご注意ください。

(5) 支払方法

毎月 15 日頃に前月分をご請求いたしますので、20 日に指定口座より振替します。お支払いいただきますと、領収証を発行します。但し、契約月の利用分は翌月利用分とまとめて請求させていただきます。

9. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、通所介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービス計画を作成し、サービスの提供を開始します。

*居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等でやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までにお知らせいたします。

③自動終了

以下の場合、双方の連絡がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

④その他

・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が倒産した場合、お客様は連絡することによってすぐにサービスを終了することができます。

・お客様が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内にお支払がない場合、またはお客様やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、連絡することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。

10. サービス内容に関する相談・苦情

①当事業所ご利用者相談・苦情担当

相談・苦情等 窓口担当者	
担当者	管理者 荒木 美登里
電話番号	0566-95-5388
受付日	月・火・水・木・金曜日 (お盆・年末年始を除く)
受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

②当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村	刈谷市役所
担当課	長寿課

電話番号	0566-62-1013
受付日	月曜日～金曜日(土・日・祝日除く)
受付時間	午前8時30分から午後5時15分

区市町村	愛知県国民健康保険団体連合会
担当	介護サービス苦情窓口
電話番号	052-971-4165
受付日	月曜日～金曜日(土・日・祝日除く)
受付時間	午前9時から午後5時 (12時～12時45分を除く)

1.1. 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

1.2. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

保険内容：福祉事業者総合賠償責任保険

令和 年 月 日

通所介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〔事業者〕

事業者 株式会社 ONZiii Act
代表取締役社長 長谷川 昌弘 ㊞

事業所名 おんじいのへや 刈谷銀座店

説明者 氏名 ㊞

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護相当サービスについての重要事項の説明を受けました。

〔利用者〕

住 所

氏 名 ㊞

(代理人)

住 所

氏 名 ㊞